

東日本大震災による被災地域の
企業に勤務されていた労働者の皆様へ

未払賃金の立替払制度の手続のご案内

この度の東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

お勤めになっていた企業（中小企業に限ります。（※））が大震災によって被害を受けたことにより、倒産状態になり賃金が支払われなかった方に対し、国が企業に代わって未払の賃金をお支払（立替払）する制度があります。

被災地域で働いていた皆様のために、できるだけ早く手続を進めるために相談と申請の受付を行っていますので、労働基準監督署等に是非ご相談ください。

※ 法律上の倒産手続を取っている場合は、大企業も対象となります。

1 未払賃金の立替払制度の内容

未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金総額のうち80%を限度に国が事業主に代わってお支払（立替払）をする制度です。

2 立替払を受けることができる方

1年以上にわたり事業活動を行ってきた中小企業に雇用されていた労働者で、企業の倒産に伴い退職し、「未払賃金」（総額が2万円未満の場合は除きます。）が残っている方です。

3 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日の6か月前の日（例えば退職日が平成23年3月11日でしたら、平成22年9月11日）から立替払請求日の前日までの間に給与支払日が来ている給与と退職金です。

なお、立替払の額には、年齢ごとに以下の上限額が定められています。

① 45歳以上・・・296万円 ② 30歳以上45歳未満・・・176万円 ③ 30歳未満・・・88万円

4 立替払の請求手続

今回の大震災に関連し、立替払を受けるための請求手続は以下のとおりです。請求の申請用紙は、労働基準監督署及び労働局に用意してありますのでお申し出ください（出張相談時にも申請用紙をお持ちします。）。

1 企業倒産の認定

- ① まず、労働基準監督署に「認定申請書」を提出して、企業が倒産状態にあること（事業活動が停止し、再開する見込がなく、かつ賃金支払能力がないこと）について認定を受けてください。
- ② 倒産認定の申請には、申請される方の本人が確認できるもの（身分証明書など）をご用意ください。
- ③ このほか、会社に関する資料（賃金台帳、就業規則、出勤簿等の労務関係書類、財務関係が分かる書類）が必要ですが、資料を用意できない場合は事業主や労務担当者の方とともに来ていただければ、すみやかに手続を進めることができます。
- ④ お困りの方は労働基準監督署へお問い合わせ・ご相談ください。

2 未払賃金額の確認

- ① 倒産認定を受けた後に、労働基準監督署に「確認申請書」を提出して、未払賃金の額等の確認を受けていただきます。
- ② 確認手続を円滑に行うために、申請される方の本人確認ができるもの（身分証明書など）のほか、賃金額の分かる書類（給与明細書、雇用保険の離職証明書、給与振込み記録のある銀行通帳など）、また、未払の退職金も申請される方は、退職金についての資料があれば、ご確認ください。
- ③ 資料を用意できないなど、お困りの方は労働基準監督署へお問い合わせ・ご相談ください。

3 立替払の請求書の提出

確認を受けたら「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」に振込みを希望する銀行口座等を記入し、下記へ郵送により提出してください。後日、請求された方が指定した銀行口座等に立替払金額が振り込まれます。

独立行政法人労働者健康福祉機構 賃金援護部審査課（☎044-556-9881）
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館

※ 不正受給を行った場合は、立替払金額の2倍の額の納付を命じられるほか、刑事責任を問われることになりますので、ご注意ください。

※ 制度の詳しい内容やご不明な点は、最寄りの労働局
又は労働基準監督署にお問い合わせください。

